

## 噴火警戒レベル2への引き上げに伴う措置について

本日2時15分、気象庁が箱根山の噴火警報レベルをレベル2「火口周辺警報」に引き上げました。

それに伴い箱根町では、災害対策基本法に基づき、大涌谷周辺の警戒区域の立入を終日規制いたします。

(町長コメント)

住民及び観光客の皆様には大変なご苦勞やご不便をおかけしますが、安全のためにご理解とご協力をお願いいたします。

今後の火山対策に際しましては、気象庁のほか、温泉地学研究所、警察、県の各関係部局などと情報交換を図り、様々なご意見、ご助言をいただきながら何よりも町民そしてお越しいただくお客様の安全と安心を第一に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのご協力を、どうぞよろしくをお願いいたします。

照会先  
箱根町総務部総務防災課防災対策室  
電話：0460-85-9561  
E-mail bousai@town.gakone.kanagawa.jp